

あわら市監査委員告示 第1号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を、あわら市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和4年2月28日

あわら市監査委員 伊 東 秀 一
あわら市監査委員 笹 原 幸 信

記

1 監査の種別

財政援助団体等監査

2 監査の範囲

令和2年度における公の施設の管理に係る出納及びその他の事務の執行状況

3 監査の対象

(1) 公の施設の名称 あわら温泉湯のまち広場
公の施設の管理者 一般社団法人あわら市観光協会
所管する部署 あわら市観光振興課

(2) 公の施設の名称 あわら市金津雲雀ヶ丘寮
公の施設の管理者 社会福祉法人あわら市社会福祉協議会
所管する部署 あわら市健康長寿課

4 監査の期間

令和3年10月26日から令和4年1月12日まで

5 監査委員による監査期日

令和4年1月12日

6 監査の方法

公の施設の管理に係る出納及びその他の事務の執行について、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置き、関係書類や関係諸帳簿等の提出を求め、事務局職員が調査するとともに、監査委員が関係職員から説明を聴取し質疑を行った。

7 監査委員の除斥

伊東秀一監査委員は社会福祉法人あわらし市社会福祉協議会の監査委員を務めているため、地方自治法第199条の2の規定に基づき、あわらし市金津雲雀ヶ丘寮の監査から除斥した。

8 監査の結果

公の施設の管理に係る出納及びその他の事務の執行は、いずれの施設もおおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、改善や検討が望まれる。

なお、監査の過程で確認した軽微な事項については、その都度指示・助言を行い、措置を講じる旨を確認したため省略する。

【あわら温泉湯のまち広場】

(1) 契約手続きに関する不備について

指定管理者が、公の施設を管理するにあたって、請負人と締結した契約の一部に不備が見受けられた。主な不備は、請書に収入印紙が未添付であったもの 1 件、請書が未作成であったもの 2 件、業者から FAX により提示された仮の請求書を正式な請求書として取り扱っていたもの 1 件の、計 4 件あった。

以上の不備については、契約締結時の点検不足や、契約事務に対する事務担当者の危機意識の低下から生じるものに他ならないことから、収入印紙の未貼付における違法性、請書の未作成や請求書原本の未添付といった誤った事務処理を見直したうえで、契約事務に取り組みられるよう改められたい。

(2) タオル販売に関する収支の取り扱いについて

あわら温泉湯のまち広場にある施設「芦湯」では、足湯の利用者を対象にタオルを販売する「タオル販売機」が設置されている。このタオル販売機は市の所有に属する備品であるため、タオル販売により発生した収入や支出、そこから発生する利益は、指定管理事業の決算に計上しなければならないとされている。しかし、平成 30 年度から令和 3 年度に至るまで、タオル販売による収支は指定管理事業の決算に計上せずに、指定管理者が運営する観光協会の決算に計上されていることが判明した。

今回の事案については、市と指定管理者の双方において、タオル販売機が指定管理者の所有に属していると誤認していたことが背景にあり、市の備品管理に問題があったと言わざるを得ない。併せて、平成 30 年度から令和 3 年度の観光協会の決算に、タオル販売による利益が計上されていることも問題となることから、令和 4 年度からは指定管理事業の決算にタオル販売による収支を計上するよう改められたい。

【あわら市金津雲雀ヶ丘寮】

(1) 備品台帳の適正管理について

市と指定管理者が締結している「金津雲雀ヶ丘寮の指定管理者による管理に関する基本協定書」(以下、「基本協定書」という。)第13条に基づき、市は指定管理者に対し、市が所有している備品等を無償で貸与している。市は基本協定書の締結に際し、貸与中の備品等を備品台帳として整備しているが、その備品台帳に複数の不備が見受けられた。

まず、貸与する備品は市が所有していることが前提となるが、備品台帳には、過去に市から指定管理者に寄附をした備品である「寄附・寄贈品」が2件含まれていた。また、過去に市が業者から貸与を受けていた備品である「リース・レンタル」品が14件含まれていた。その他、備品を設置した際の「設置手数料」が1件含まれているなど、備品ではないものも含まれていた。上記のように、複数の不備が見受けられたことから、市は備品に対する管理意識を持ち、管理が疎かにならないよう体制を整えられたい。

(2) 業務報告書及び収支決算書の提出遅延について

基本協定書第15条に基づき、指定管理者は市に対し、毎年度終了後60日以内に業務報告書及び収支決算書を提出しなければならないとされている。しかしながら、令和2年度の業務報告書及び収支決算書は、年度終了後85日を経過してから提出がなされており、期限より25日を超過していた。「あわら市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第10条においても、毎年度終了後60日以内に提出をしなければならないと規定されており、その趣旨は出納閉鎖までに事業の精算を完了させ、事務執行を円滑に進めることであることから、以後、提出期限を順守するよう改善されたい。

(3) 年度協定書の不備について

基本協定書第9条第3項に基づき、指定管理者が第三者に委託することができる業務は「あわら市金津雲雀ヶ丘寮の指定管理者による管理に関する年度協定書」（以下、「年度協定書」という。）に記載されている。令和2年度の年度協定書には、本来14種の委託業務が記載されるものであったが、実際は13種しか記載されておらず、「特殊建築物定期調査業務」が記載漏れとなっていた。この業務自体は適正に実施されており、施設管理上の問題はなかったが、年度協定書に不備があることは、市と指定管理者の双方に不要な混乱を招くおそれもある。以後、協定書の締結にあっては十分な点検を行うとともに、不備が見受けられた場合には速やかに修正を行うように努められたい。

(4) 適正な職員配置について

施設運営が滞ることがないように、また利用者が満足できるサービスを提供できるよう、指定管理者が職員の人員確保に十分配慮していることが本監査にて確認できた。ただ、施設を運営するための職員の配置基準は満たしているものの、職員が不足しているため休暇が取得しにくいといった問題も見受けられたため、継続して人員確保の取り組みを推進されたい。

(5) 施設利用料の収納について

施設利用料が未納となっている案件が2件あった。監査過程において、両案件とも施設利用者の家族と相談を行っており、その上で納入計画を立てるなど、未納解消に向けた取り組みがなされていることが確認できたため評価に値する。ただし、過去の納入履歴をみると、納入額が少ないために未納額の増減を繰り返していた時期もあったことから、今後未納額が増加した場合には、迅速で細やかな対応により未納の縮減に図られたい。